

## 第3回佐久市男女共同参画懇話会 次第

日時 平成25年10月9日  
午後 1時30分～3時30分  
場所 佐久市議会棟 第1委員会室

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 会議事項

(1) 佐久市男女共同参画推進条例（案）について

(2) その他

### 4. 閉会

佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（第1回懇話会後訂正）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（第2回懇話会後訂正）	説明	懇話会での意見・提案
<p>日本国憲法には、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。</p> <p>佐久市においても、真の男女平等の実現に向けて、女性行動計画の策定等様々な施策を推進してきた。</p> <p>しかしながら、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣行は依然として根強く、真の男女平等の実現にはいまだ多くの課題が残されている。</p> <p>このような状況に加え、少子高齢化の進展等、社会経済情勢の大きな変化に対応していくためにも、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会を実現することが、緊急かつ重要な課題となっている。</p> <p>ここに、私たちは、男女共同参画社会を実現することを決意し、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。</p>	<p>わたくしたちのまち、佐久市は、まちづくりの基本理念に、個性を認め合い、人間性豊かなまちを目指して、積極的に男女共同参画社会の実現に向けて、所施策に取り組んできた。</p> <p>これは、個人の尊厳と法の下の平等を高らかにうたう日本国憲法の理念を基本的な取組とし、国や長野県、国際社会における取組と協調した動きでもあった。</p> <p><u>農村女性の解放に生涯をささげた 佐久の先人「丸岡秀子」は、戦前戦後をとおし、命を守ること、平和を願うことや人権尊重の姿勢を貫き、男女を問わず一人の人間として働くことの大切さ、それを援助する社会的施設の創造など、次の世代へ手渡すための行動や思いは、わたくしたちを励ましつづけている。</u></p> <p>佐久市においても、男女平等の実現に向けて、男女共同参画計画の策定等さまざまな施策を推進してきた。</p> <p>しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度や慣行があり、女性と男性の社会への参画の状況においても偏りが見られるなど、女性と男性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。</p> <p>このような状況に加え、少子高齢化の進展、家族形態の変化や近年の社会経済情勢の変化により、現在では、働き方、家事、子育て、介護そして男女間の暴力などの問題が生じ、こういったわたくしたちを取り巻く環境の急激な変化にも対応していかなければならぬ。</p> <p>わたくしたちは、ここに女性と男性の真の平等とあらゆる分野への参画を推進することによって、市民が健康で安心して暮らし、一人ひとりが自分らしい人生を送れるまち、佐久市をつくることをめざし、この条例を制定する。</p>	<p>わたくしたちのまち、佐久市は、まちづくりの基本理念に、個性を認め合い、人間性豊かなまちを目指して、積極的に男女共同参画社会の実現に向けて、諸施策に取り組んできた。</p> <p>これは、個人の尊厳と法の下の平等を高らかにうたう日本国憲法の理念を基本的な取組とし、国や長野県、国際社会における取組と協調した動きでもあった。</p> <p><u>佐久の先人に 戦前戦後をとおし、農村女性から母親のように慕われた女性たちがいた。彼女たちは、命の尊さと平和を願い、人権尊重の姿勢を貫いて力強く生き、現在を生きるわたくしたちを励ましつづけている。</u></p> <p>佐久市においても、男女平等の実現に向けて、男女共同参画計画の策定等さまざまな施策を推進してきた。</p> <p>しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度や慣行があり、女性と男性の社会への参画の状況においても偏りが見られるなど、女性と男性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。</p> <p>このような状況に加え、少子高齢化の進展、家族形態の変化や近年の社会経済情勢の変化により、現在では、働き方、家事、子育て、介護そして男女間の暴力などの問題が生じ、こういったわたくしたちを取り巻く環境の急激な変化にも対応していかなければならぬ。</p> <p>わたくしたちは、ここに女性と男性の真の平等とあらゆる分野への参画を推進することによって、市民が健康で安心して暮らし、一人ひとりが自分らしい人生を送れるまち、佐久市をつくることをめざし、この条例を制定する。</p>	<p>前文を作る理由・・・</p> <p>前文がある事によって、「男女共同参画推進条例」を作る経緯、課題、目的、目指す方向などがわかる。条例を理解するための手助けになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>佐久市の条例にはほとんど前文がない。</li> <li>前文に直接の法的効果はない。</li> <li>基本法制定後すでに、14年経過していることから、前文を入れる必要があるか。</li> </ul> <p>前文には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解釈原理</li> <li>課題</li> <li>男女共同参画政策の重要な位置づけ</li> </ul>	<p>◎前文を作るにあたっての提案事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>佐久市の独自性、特徴</li> <li>昔からの背景</li> <li>条例を作る理由、目指す方向</li> <li>市民の条例を理解するための手助け</li> <li>理念だけでなく具体的なものを</li> <li>今の時代に合った内容</li> <li>わかりやすい言葉</li> <li>セクハラ、DVの課題の提示</li> </ol> <p>○第2回懇話会</p> <p>「女性への暴力」…児童虐待、女性から男性への暴力などもあるので女性と限定しない方がよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丸岡秀子さんの名前を出してことで、佐久しさが出た。</li> <li>固有名詞を出すのはいろいろ問題がある。</li> <li>先人なので名前が載ってもいいのではないか。</li> <li>文章が長くて分かりにくいので整理が必要。</li> </ul>
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進しもって本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。</p> <p>(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。</p> <p>(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力その他の暴力をいう。</p>	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市が男女共同参画社会を形成するため、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。</p> <p>(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。</p> <p>(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力その他の暴力をいう。</p>	<p>定義・・・</p> <p>条例として規定する際の文言上の意味内容を確定するために規定される。</p> <p>※積極的改善措置：社会的・構造的な差別によって、不利益を受けているグループ（女性・少数民族・障害者など）に対し、実質的な機会均等を確保するための措置のことです。あくまでも差別が解消するまでの暫定的特別な措置です。各国の差別は正のための取り組みから、単に平等な法律や制度の整備だけでは不十分で、事実上の平等のために特別措置が必要なことが認識されました。ポジティブ・アクション、アフーマティブ・アクションは同義で積極的改善措置と訳されます。</p> <p>具体的な例…クオータ制（割り当て制）これは公的な方針決定機関や政党の選挙比例名簿で、男女がおのおの一定割合以上になるよう割合を規定することを意味します。</p>	<p>○「実現を図る」という表現だと強すぎるように感じる。</p> <p>…「佐久市男女共同参画プラン」に添った表現にした。</p> <p>○非常にきつい表現との指摘</p> <p>「積極的格差是正措置」→「積極的改善措置」で統一</p> <p>○「事業者」のきちんとした定義づけ、解釈の範囲の整理をする</p>	

	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（第1回懇話会後訂正）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（第2回懇話会後訂正）	説明	懇話会での意見・提案
第1章 総則 （2/3）	<p>（基本理念） 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として行われなければならない。            (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。            (2) 男女が、社会の対等の構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。            (3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもと、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とを両立して行うことができるようになること。            (4) 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度及び慣行を改善するとともに、これらの制度及び慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。            (5) 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。            (6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。</p>	<p>（基本理念） 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として行われなければならない。            (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。            (2) 政策等の立案及び決定の共同参画 男女が、社会の対等の構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。            (3) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもと、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とを両立して行うことができるようになること。            (4) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度及び慣行を見直すとともに、これらの制度及び慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。            (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。            (6) 国際社会の動向を踏まえた取組 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。</p>	<p>（基本理念） 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。            (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。            (2) 政策等の立案及び決定の共同参画 男女が、社会の対等の構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。            (3) 家庭生活における活動と他の活動の両立            (4) 社会における制度又は慣行についての配慮            (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 ←（新規）            (6) 国際社会の動向を踏まえた取組</p>	<p>基本法の理念そのままでは不十分なので、地域の特性を考慮する。</p>	<p>○各号ごとに見出しで標記            ○（以下「基本理念」という。）表記はここでは要らない。第4条の「基本理念」はこの条を指す。</p>
	<p>（市の責務） 第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。            2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働の下に行うものとする。</p>	<p>（市の責務） 第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。            2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者等と協働の下に行うものとする。</p>	<p>（市の責務） 第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。            2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者等と協働の下に行うものとする。</p>	<p>市・市民・事業者が果たすべき役割</p> <p>積極的に取り組んでいる企業を認定したり、表彰するなどにつながる。</p> <p>※事業者の取組や協力を積極的に促す表現とした。</p>	<p>○市民・事業者は努力義務に対し、市は「総合的に策定し、及び実施する責務を有する」            …市が中心となり責任があるとの理解            「教育関係者」と特定せざ事業者の範囲として捉えた表現にした</p>
	<p>（市民の責務） 第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	修正なし			
	<p>（事業者の責務） 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう就労環境の整備に努めるものとする。            2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>（事業者の責務） 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう環境の整備に努めるものとする。            2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>		<p>○「就労環境の整備」となると、かなりきちんとした労働環境を要求する内容なので労働関係の法律ではないので、この表現はどうですか？            事業主がやりようがないような表現を避けた表現に</p>	
					<p>○教育関係者の責務はどうして無いの            …教育関係を入れると教育関係に一番責任がかかってしまうので、あえて推進の立場に入れた</p>

佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（第1回懇話会後訂正）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（第2回懇話会後訂正）	説明	懇話会での意見・提案
<p>(性別による人権侵害の禁止)</p> <p>第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性別による固定的な役割分担意識から生じた言動により個人に不快感若しくは不利益を与えていたり、又は生活環境を害することをいう。以下同じ。）を行ってはならない。</p> <p>3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対し、身体的・精神的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。</p> <p>(公衆に表示する情報に関する留意)</p> <p>第8条 何人も、広く市民を対象とした広報・広告等において、次に掲げる表現を行わないよう配慮しなければならない。</p> <p>(1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長し、又は連想させるような表現</p> <p>(2) 過度の性的表現</p>		<p>(性別による人権侵害の禁止)</p> <p>第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。</p> <p>3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。</p> <p>(公衆に表示する情報に関する留意)</p> <p>第8条 何人も、広く市民を対象とした広報等において、次に掲げる表現を行わないよう配慮しなければならない。</p> <p>(1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長し、又は連想させるような表現</p> <p>(2) 過度の性的表現</p>	<p>「具体的な施策」についての「禁止事項」を規定。</p> <p>支援策を講じるためには、「禁止事項」が規定されるのが前提。(防止、規制を実施する際の法規上の根拠規定となる。)</p>	<p>○「セクシュアル・ハラスメント」、「ドメスティック・バイオレンス」は、第2条（定義）にあるので、（）書きの説明は省く</p> <p>○「広告」は「広報」の手段の1つであるから「広報等」に改める</p>
<p>(地域における男女共同参画の推進)</p> <p>第9条 何人も、地域における団体の活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。</p> <p>(教育の場における男女共同参画の推進)</p> <p>第10条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。</p>		<p>(地域における男女共同参画の推進)</p> <p>第9条 何人も、地域における団体の活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。</p> <p>(教育の場における男女共同参画の推進)</p> <p>第10条 何人も、社会のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。</p>		<p>○第9・10条については、市が主体で取り組む（市の施策）にあり、市民に強制的な意味合いが出るので掲げる必要はあるか〔事務局提案〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に強いるのは無理。行政から変えていかないと地域は変わらない</li> <li>・地域こそ遅れているので残してほしい</li> </ul> <p>…「責務」から一步引いた「推進」の立場として、条例全体に通じる部分があるので、そのまま総則に残した。</p>
<p>第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)</p> <p>第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>(2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、男女共同参画基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、佐久市男女共同参画審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。</p>		<p>第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (男女共同参画プラン)</p> <p>第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 男女共同参画プランは、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>(2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、男女共同参画プランを策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、佐久市男女共同参画審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、男女共同参画プランを定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、男女共同参画プランの変更について準用する。</p>	<p>*基本法 第14条第3項では、基本的な計画を策定することを、努力義務として規定している。</p>	<p>○佐久市では、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を、策定当初より「男女共同参画プラン」としているので以下そのように変更</p>

	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（第1回懇話会後訂正）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（第2回懇話会後訂正）	説明	懇話会での意見・提案
第2章 男女 共同 参画 の 推進 に 関す る 基 本 的 施 策 （2 ／ 4 ）	<p>（報告書の作成） 第12条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。</p> <p>（推進体制の整備） 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について総合的に調整を行い、及び計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。</p>		<p>（実施状況報告書の作成） 第12条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する<u>プラン</u>の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。</p> <p>（推進体制の整備） 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について総合的に調整を行い、及び計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 推進体制の整備</li> <li>・男女共同参画の実現を主要な政策として位置付ける。</li> <li>・首長直属の総合企画調整機能の申に位置づける。</li> </ul>	<p>○「男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書」については、実際にはプランに基づいた計画・目標についての実施状況なので表現を改めた。</p> <p>○推進体制の整備の内容をもっと充実してほしいという意見 …内部検討の結果、条例に具体的に書くことによって縛りが出てしまうので、変更なしとした。</p>
	<p>（市の施策） 第14条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。</p> <p>（1）男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。</p> <p>（2）市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>（3）学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。</p> <p>（4）あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。</p> <p>（5）男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集並びに調査研究を行うこと。</p> <p>（6）男女が共に、家庭生活における活動と職業生活等社会における活動とを両立することができるよう、子育て及び家族の介護等において必要な支援を行うよう努めること。</p>		<p>（市の施策） 第14条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。</p> <p>（1）市民等の理解を深めるための措置 市民等の男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。</p> <p>（2）市民等の活動への支援 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>（3）教育分野への措置 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。</p> <p>（4）積極的改善措置 あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。</p> <p>（5）調査研究等 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集並びに調査研究を行うこと。</p> <p>（6）家庭生活と職業生活等との両立支援 男女が共に、家庭生活における活動と職業生活等社会における活動とを両立することができるよう、子育て及び家族の介護等において必要な支援を行うよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が実施する具体的な施策の明記</li> <li>⇒・施策の内容が明確になる。</li> <li>・担当部署の役割が明確になる。</li> </ul>	<p>○見出し（市の施策）の表現が曖昧との指摘</p> <p>○各号ごとに見出しで標記してわかりやすい表現にした。</p>
	<p>（事業者の報告及び表彰） 第15条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況、参画状況その他の男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていいる事業者に対し、佐久市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを表彰することができる。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>*新たに事業者の報告及び表彰を行うことができる規定を設ける。</li> <li>事業者のワークライフバランスの促進を図るため、企業に対するインセンティブ（奨励、社会的評価）の付与として新たに規定。</li> <li>ここでいう事業者の定義は新第2条による。</li> </ul>	

	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（第1回懇話会後訂正）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（第2回懇話会後訂正）	説明	懇話会での意見・提案
男女共同参画の推進に関する基本的施策 （3／4）	<p>（苦情の申出等） 第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に苦情があるときは、市長に申し出ることができる。 2 市長は、前項の申出を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。 3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、佐久市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>（被害者の相談） 第17条 市は、性別を理由とする差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びダメスティック・バイオレンスによって人権が侵害された者から相談があった場合には、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。</p>			<p>*「苦情の処理」のための措置</p> <p>*「被害者の救済」の措置</p>	<p>○条文には具体的な手続きや方法などは記載できないが、別の方法で市民に解り易く示してほしい。 …次回プランの中で記載するなど。</p>
					<p>○県の条例には（県の職場における環境整備等）があるが、市がない理由 …市の職員は十分理解し率先して取り組みがされているから。</p>
	<p>第3章 男女共同参画審議会 （設置） 第18条 男女共同参画を円滑に推進するため、佐久市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務） 第19条 審議会は、第11条第3項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。</p> <p>（組織） 第20条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。</p> <p>（委員） 第21条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。            (1) 識見を有する者            (2) 関係団体が推薦する者            (3) 市民            (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者。            2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。            3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。            4 委員は再任されることができる。</p>		<p>第3章 男女共同参画審議会 （設置） 第18条 男女共同参画を円滑に推進するため、佐久市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（任務） 第19条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議する。            (1) 男女共同参画プランの策定及び変更に関する事項            (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項            (3) 事業者の表彰に関する事項</p> <p>（組織） 第20条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。</p> <p>（委員） 第21条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。            (1) 識見を有する者            (2) 関係団体が推薦する者            (3) 市民            (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者。            2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。            3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。            4 委員は再任されることができる。</p>	<p>*市の政策に一般住民の意見を反映させるために、審議会は重要です。</p>	<p>○（所掌事務）の表現が、審議会が何をするか具体性に欠けている。 …佐久市の他の条例にならない（任務）とし、条文については号立てにして具体的に解り易い表現にした。</p>
	<p>（会長及び副会長） 第22条 審議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。 4 会長は、審議会の会議の議長となる。 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>（会議） 第23条 審議会の会議は、会長が招集する。 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>（庶務） 第24条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</p> <p>（審議会の運営に関する事項の委任） 第25条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>（委任） 第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p>		<p>（会長及び副会長） 第22条 審議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。 4 会長は、審議会の会議の議長となる。 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>（会議） 第23条 審議会の会議は、会長が招集する。 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>（庶務） 第24条 審議会の庶務は、△権利と課において処理する。</p> <p>（審議会の運営に関する事項の委任） 第25条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>（委任） 第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p>	<p>*男女共同参画懇話会は、条例の制定とともに男女共同参画審議会へ移行する。 その際、委員として委嘱されている者は、条例の施行日に、条例の規定に基づく審議会の委員として委嘱されたものとする。任期は、男女共同参画懇話会の残任期間とする。</p>	<p>○（委任）の表現については、佐久市の他の条例に従いました。</p>